

市民後見推進事業の概要

市区町名	浜田市
------	-----

事業区分	(1) 市民後見人養成のための研修の実施
委託先及び委託内容	<p style="text-align: center;">全部委託 ・ 一部委託 ・ 委託なし</p> <p>委託先名：浜田市社会福祉協議会</p> <p>委託内容：①講演会の開催（研修会参加者募集を兼ねる） ②研修会の開催</p>
事業内容	<p>①講演会の開催 住民を対象に市民後見の必要性を訴えるとともに、参加者に対して後日開催する市民後見人養成講座のPRを行い、参加者を募る。 【対象】浜田市在住の方 【講師】社会福祉法人島根整肢学園西部島根医療福祉センター 育成部長 社会福祉士</p> <p>②研修会の開催 ○養成講座 広く一般市民を対象に、市民後見人に必要な知識を習得して頂くとともに、既養成講座修了者に対するフォローアップを兼ねて研修会を開催する。 【研修の名称】市民後見人養成講座 【研修対象者】▼浜田市在住の方 ▼全課程受講可能な方 ▼成年後見制度をととした社会貢献に関心のある方 【募集定員】20名</p>
事業スケジュール (予定を含む)	<p>①講演会の開催 平成 26 年 12 月 6 日 (土) 13:30~15:30 (参加者：52名)</p> <p>②研修会の開催 ○養成講座 (全 8 日間) (研修受講者：20名) 第 1 回目：平成 27 年 1 月 19 日 (月) 第 2 回目：平成 27 年 1 月 21 日 (水) 第 3 回目：平成 27 年 1 月 26 日 (月) 第 4 回目：平成 27 年 1 月 30 日 (金) 第 5 回目：平成 27 年 2 月 2 日 (月) 第 6 回目：平成 27 年 2 月 4 日 (水) 第 7 回目：平成 27 年 2 月 9 日 (月) ※7 回の講座に加え施設実習 1 日間を実施する</p>
備考	

市民後見推進事業の概要

市区町名	浜田市
------	-----

事業区分	(2) 市民後見人の活動を安定的に実施するための組織体制の構築
委託先及び委託内容	<p>全部委託 ・ 一部委託 ・ 委託なし</p> <p>委託先名：浜田市社会福祉協議会</p> <p>委託内容：後見業務に関して支援等を行う委員会の設置</p>
事業内容	<p>市民後見人の活動を支援するための委員会を設置する <市民後見組織図（イメージ図）></p> <p>養成した市民後見人を浜田市社会福祉協議会にて雇用し、浜田市社会福祉協議会が受任した法人後見の担当者として活動してもらう計画である このため、市民後見人の活動を支援する委員会については、事業の委託先である浜田市社会福祉協議会の内部に設置する</p> <p>【委員会構成メンバー】 弁護士、司法書士、社会福祉士、知的障がい者福祉従事者、精神障がい者福祉従事者、介護支援専門員、浜田市、浜田市社会福祉協議会</p>
事業スケジュール（予定を含む）	第1回法人後見事業運営委員会：平成27年3月3日
備考	

市民後見推進事業の概要

市区町名	浜田市
------	-----

事業区分	(3) 市民後見人の適正な活動のための支援
委託先及び委託内容	<p>全部委託 ・ 一部委託 ・ 委託なし</p> <p>委託先名：浜田市社会福祉協議会</p> <p>委託内容：後見業務に関して支援等を行う委員会の運営</p>
事業内容	<p>市民後見人の活動を支援するための委員会を運営する <市民後見組織図（イメージ図）></p> <p>法人後見事業運営委員会により定期的な事例検討等を行い、市民後見人の活動に関して、助言等を受ける</p>
事業スケジュール（予定を含む）	第1回法人後見事業運営委員会：平成27年3月3日
備考	

市民後見推進事業の概要

市区町名	浜田市
------	-----

事業区分	(4) その他、市民後見人の活動の推進に関する事業
委託先及び委託内容	<p style="text-align: center;">全部委託 ・ 一部委託 ・ 委託なし</p> <p>-----</p> <p>委託先名：</p> <p>-----</p> <p>委託内容：</p>
事業内容	<p>先進事例や最新情報入手のため、特定非営利活動法人 地域ケア政策ネットワーク主催の「市民後見推進モデル事業自治体研修会」へ参加し、今後の市民後見人の活動を推進する。</p>
事業スケジュール (予定を含む)	<p>第1回市民後見推進モデル事業自治体研修会：平成27年2月18日</p> <p>第2回市民後見推進モデル事業自治体研修会：平成27年3月9日</p>
備考	

市民後見人講演会

～住み慣れた地域で安心して暮らしていくために～

「成年後見制度」は認知症・障がい等により、判断能力の低下した方が、自分らしく安心して生活し活動できるよう支援するための制度です。この制度を支える新たな担い手として「市民後見人」が注目されています。今回は市民後見人養成講座開始に先駆け、成年後見制度の概要説明や、市民後見人の役割、今後の展望などを中心に講演いたします。



この機会に、制度に関する知識を学んで自分自身やご家族、地域のこれからの暮らしの安心について一緒に考えてみませんか。たくさんの皆様のご参加、お待ちしております。

日 時 平成26年12月 6日(土)

午後1時30分～3時30分【受付1時～】

場 所 浜田市総合福祉センター2階 会議室 (浜田市野原町859番地1)

内 容 「安心して暮らしていくために」～成年後見制度を活用して

講師 社会福祉法人島根整肢学園西部島根医療福祉センター育成部長 社会福祉士

※参加申込は下記宛先へ氏名・連絡先をお知らせください。

主 催
浜田市社会福祉協議会

後 援
石見成年後見センター/浜田市

申込み・問合せ

浜田市社会福祉協議会

〒697-0016 浜田市野原町859番地1

電 話 (0855) 22-0094

FAX (0855) 22-6930

市民後見人養成講座

受講生募集

■目的 「成年後見制度」は認知症・知的障がい・精神障がいなどの症状により判断能力が低下した方が、自分らしく安心して生活し活動できるよう支援するための制度です。地域でこの制度が広く利用されるには、法律や福祉の専門家、家庭裁判所、行政、社会福祉協議会など多数の関係者の連携を一層強化していくことに加え、多くの市民の皆さんに成年後見制度に対する関心と理解を深めていただき、制度を支えていただくことが必要です。そこでこの講座では、成年後見制度の啓発とともに利用者の相談相手や、実際に後見活動ができる方の養成を目的に開催します。

■主催 浜田市社会福祉協議会
■後援 石見成年後見センター・浜田市（予定）
■期 日 平成27年 1月19日（月） 9：30～16：00
1月21日（水） 9：30～16：00
1月26日（月） 9：30～16：00
1月30日（金） 13：30～16：00
2月 2日（月） 9：30～16：00
2月 4日（水） 9：30～16：00
2月 9日（月） 9：30～16：00

※施設実習1日間があります。

■会場 浜田市総合福祉センター（浜田市野原町859番地1）

■対象 ①浜田市在住の方
②全課程受講可能な方
③成年後見制度をとおした社会貢献に関心のある方

■参加費 2,000円（テキスト代等）

■定員 20名

■申込方法 受講申込書に必要事項をご記入の上、下記宛先へご提出ください。（FAX可）
受講申込書は、市役所本所高齢障がい課高齢者包括支援係窓口、社協本所・各支所、
本会ホームページ（<http://www.hamada-shakyo.com/>）より取得できます。

■申込締切 平成27年1月9日（金）（定員になり次第締め切ります）

■問合せ先 浜田市社会福祉協議会

〒697-0016 浜田市野原町859番地1
TEL 22-0094 FAX 22-6930

■内容

日程	時間	科目
1月19日(月)	9:30 ~ 9:50	開講式、オリエンテーション
	9:50 ~ 11:30	成年後見制度概論
	11:40 ~ 12:00	日常生活自立支援事業
	13:00 ~ 14:30	市民後見概論
	14:40 ~ 16:00	高齢者・認知症の理解
1月21日(水)	9:30 ~ 12:00	民法・刑法・その他の基本法
	13:00 ~ 14:30	高齢者施策・成年後見制度利用支援事業
	14:40 ~ 15:40	障害者施策
	15:40 ~ 16:00	体験実習についての留意点
1月26日(月)	9:30 ~ 10:30	生活保護
	10:40 ~ 11:40	健康保険
	12:40 ~ 13:40	公的年金制度
	13:50 ~ 14:50	税務
	15:00 ~ 16:30	消費者保護
1月30日(金)	13:30 ~ 14:00	家庭裁判所の見学
	14:30 ~ 16:00	家庭裁判所の実際
2月2日(月)	9:30 ~ 12:00	就任時の実務
	13:00 ~ 14:30	障害者の理解
	14:40 ~ 16:00	対人援助の基礎
2月4日(水)	9:30 ~ 12:00	成年後見の実務
	13:00 ~ 15:30	後見終了時の実務
	15:40 ~ 16:00	後見実施機関の実務と市民後見活動に対するサポート体制
2月9日(月)	9:30 ~ 15:30	事例検討
	15:30 ~ 16:00	修了式

※その他、1日間施設実習があります。

※講師の都合等により、日時・内容が変更になる可能性がありますので、あらかじめご了承ください。